

(法 第 1 0 条関係)

## 役 員 名 簿

(特定非営利活動法人 寺子屋方丈舎)

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事	江川 和弥	会津坂下町大字五ノ併字田中丙 91 番地	無
理 事	蓮沼 周平	会津坂下町大字海老細字西屋敷甲 12	無
理 事	若月 ちよ	福島市松山町 41 番地	無
理 事	富澤 佳恵	新潟市西区新通南 2 丁目 17 番 15 号	無
理 事	庄司 遼	会津若松市材木町二丁目 3 番 44 号	無
監 事	笠間 拓朗	相馬郡新地町駒ヶ嶺字新林 145 番地 新林コーポ B 棟 201 号	無 無

### 備考

- 1 「役職名」には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 3 項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第 2 条第 2 項第 1 号ロ）。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。